

○香南香美老人ホーム組合特別会計設置条例

〔平成14年3月26日〕  
〔条例第4号〕

改正 平成18年2月22日 条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第209条第2項の規定により、次に掲げる特別会計を当該目的のため設置する。

介護保険特別会計 介護保険事業

(弾力条項の適用)

第2条 前条に掲げる特別会計においては地方自治法 第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年2月22日条例第1号)

この条例は、平成18年3月1日から施行する。